

1. 議 事 日 程（4 日 目）

（平成30年那智勝浦町議会第3回定例会）

平成30年9月13日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	議案第57号	政治倫理の確立のための那智勝浦町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例……………	153
日程第2	議案第58号	那智の滝保全委員会設置条例……………	154
日程第3	議案第59号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	154
日程第4	議案第60号	那智勝浦町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例……………	162
日程第5	議案第61号	那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について……………	164
日程第6	議案第62号	平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）……………	165
日程第7	議案第63号	平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）……………	187
日程第8	議案第64号	平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）……………	188
日程第9	議案第65号	平成30年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第2号）……………	190
日程第10	議案第66号	教育委員会委員の任命について……………	191

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	荒 尾 典 男	2 番	左 近 誠
3 番	下 崎 弘 通	4 番	中 岩 和 子
5 番	石 橋 徹 央	6 番	金 嶋 弘 幸
7 番	曾 根 和 仁	8 番	引 地 稔 治
9 番	亀 井 二三男	10 番	津 本 ・ 光
11 番	森 本 隆 夫	12 番	東 信 介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	堀 順一郎	副 町 長	矢 熊 義 人
教 育 長	岡 田 秀 洋	消 防 長	湯 川 辰 也
総 務 課 長	塩 崎 圭 祐	教 育 次 長	寺 本 尚 史
会 計 管 理 者	西 眞 宏	病 院 事 務 長	下 康 之
税 務 課 長	三 隅 祐 治	住 民 課 長	田 中 逸 雄
福 祉 課 長	榎 本 直 子	観 光 企 画 課 長	吉 田 明 弘
農 林 水 産 課 長	在 仲 靖 二	建 設 課 長	楠 本 定

水道課長 村上 茂

総務課副課長 仲 紀彦

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 網野 宏行

事務局主査 青木 徳之

事務局副主査 北郡 克至

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がございました。本件につきまして、議長はこれを許可しましたので報告をいたします。

なお、報道関係の皆様をお願いをいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮のほどをよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第57号 政治倫理の確立のための那智勝浦町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第1、議案第57号政治倫理の確立のための那智勝浦町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） おはようございます。

議案第57号政治倫理の確立のための那智勝浦町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第57号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の施行に伴う郵便貯金法の廃止及び証券取引法の一部改正に伴い規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものでございます。本来、法施行期日である平成19年より改めるべきものでございますが、改正が漏れており今回お願いするものでございます。

関係資料といたしまして新旧対照表を添付させていただいております。そちらをお願いいたします。

第2条第1項第4号の「郵便貯金」という字句を削除しております。郵便貯金法の廃止により、郵便貯金等は預金等に含まれることとなるものでございます。

改正前の第5号、この号を削除いたします。「金銭信託、金銭信託の元本の額」という文言も削除しております。証券取引法の一部改正に伴い有価証券の範囲が拡大されることにより、金銭信託が有価証券に含まれることになるものでございます。

改正前の第6号でございますが、第5号に改め証券取引法から金融商品取引法に改めるものでございます。法律名称が変更されたことによるものでございます。

以下、第5号の削除により6号から10号を繰り上げるものでございます。

最初に申し上げましたが、今回の改正は本来改正法の施行期日である平成19年より施行すべきものでございますが、改正が漏れており今回お願いするものでございます。

更改する内容について何ら影響のあるものではございませんが、今後このようなことのないよう努めてまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第58号 那智の滝保全委員会設置条例

日程第3 議案第59号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第2、議案第58号那智の滝保全委員会設置条例及び日程第3、議案第59号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 議案第58号那智の滝保全委員会設置条例について御説明申し上げます。

〔議案第58号朗読〕

次のページをお願いいたします。

この条例につきましては、那智の滝源流域の水源涵養、那智の滝の景観保全や魅力向上、那智の滝の下流域の景観保全などを進めていくに当たり、水源涵養、里山づくり、砂防防災など

の分野に精通した識見を有する方から御提言をいただく委員会を組織するため制定するものでございます。

第1条では、那智の滝源流域の水源涵養機能の向上だけでなく、那智の滝の景観の保全及び魅力の向上などにつきまして御提言をいただく町の諮問機関として那智の滝保全委員会を置くとしております。

第2条では、委員会は識見を有する者、本町職員、町長が適任と認める者の中から町長が委嘱する8名以内の委員をもって組織することとしております。構成委員の案についてでございますが、識見を有する方につきましては大学教授クラスの高度な識見を有する方をお願いしようと考えております。また、町長が適任と認める者につきましては国や県を想定しております。なお、具体的な人選につきましてはある程度目星をつけておりますが、関係各所と相談しながら早急に進めてまいりたいと考えてございます。

第3条では、委員の任期について、委嘱された日から2年と定めております。また、第2項で委員に欠員が生じた場合は補欠委員を委嘱することができ、任期は前任者の残任期間としております。

第4条では、委員長及び副委員長の設置及びその権限について定めております。

第5条では、委員会は委員長が招集するものと定めております。委員会の開催につきましては、本年度については3回程度開催できればと考えておるところでございます。

第6条では、委員会に委員以外の者から意見を聴取することができる旨を定めています。

第7条では、この条例で定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるとしております。

附則としまして、この条例は平成30年10月1日から施行するものでございます。そのほか、最初の委員の任期につきましては平成32年3月31日までとする旨を定めています。この委員会を組織することにより、那智の滝の源流域だけでなく滝の下流域についてまでより専門的な助言、提言を受けられるものと考えております。

議案第58号については以上でございます。

続きまして、議案第59号について御説明いたします。

〔議案第59号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、先ほど御説明させていただきました議案第58号の那智の滝保全委員会委員月額1万4,000円を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年10月1日から施行するものでございます。

資料の新旧対照表をお願いいたします。

別表第1の報酬額表です。右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

区分、友好都市連絡協議会委員、報酬の額、月額3,500円の次に「那智の滝保全委員会委員月額1万4,000円」を追加しております。月額1万4,000円の単価につきましては、和歌山県における附属機関の委員に対する報酬算定の考え方を参考にさせていただきます。学術、文化

等に高度の識見を有する方を招集するものとして他の委員会委員の日額3,500円の4倍ということで算定させていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 議案第58号及び議案第59号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

9 番 亀井君。

○9 番（亀井二三男君） 議案第58号のほうの条例の中でお聞きします。

本議会開会当初、町長は町政報告の中でも触れられておりました。私も町長の選挙前からのこういう那智の滝を観光の拠点としての構想もあることもお聞きしております。そういった中で、今回堀町長色を出した第1号だとは私は認識しておりますが、今回この条例制定によりまして町長自体この委員会諮問、答申を受ける中でのこの先に見る町長の構想といったものをお聞かせ願ひます。

また、今先ほど課長に説明していただいた中でのこの委員マックス8名の委員であります。識見を有する者、大学教授、またその他の町長が適任と定めるもの、県とか国とかいろいろの方がございましょうけども、その委員構成と町長の思われておるような形の中でどういった方々をお思ひか、お聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 那智の滝保全委員会の設置について御質問にお答えをいたします。

議員からもありましたように、私は以前から那智の滝の源流域の水源涵養が必要であると考へてございました。その中で、平成13年にふるさと創生資金の1億円を活用しまして那智の滝源流水資源保全事業基金を設置をされて、町議会でも基金の活用について議論をされております。ただ、具体的な取り組みが今まではなされておりました。そして、その基金は現在ふるさと納税の受け入れ先となっており、3億円を超える寄附を頂戴してございます。そういった意味でも、那智の滝保全の取り組みが必要であり、今後事業実施が必要ではないかというところで以前から考へておったところでございます。

特に、昨年は熊野大社創建1700年、ことしは西国三十三カ所の1300年という100年の節目でございましたので、次の100年続けていくという意味で那智の滝を保全していくと、そういった考へておりました。

特に、この事業実施に当たりまして大きく5つの観点が必要と考へてございます。

1つが、観光が主力である那智勝浦町、那智勝浦町の顔でもありますし、那智の滝は日本の顔でもあると思ひます。そして、熊野信仰の原点でもあり、熊野古道の最終点でもあるとも言へると思ひます。その那智の滝の水が途切れることなく流れ続けていっていただく必要があるというのがまず1点。2点目が、源流域の保水力を高めることによって防災・減災につなげることができる。3点目は少し詳しく後ほど申し上げますけども、那智の滝保全のためにいただいたふるさと納税を目的のために使う必要があり、この事業をすることによってふるさと納税の増加にもつなげることができる。4点目が、植樹等を海外も含め町外から多く参加をいただ

き、観光事業の一つとして誘客につなげることができる。そして、5つ目が地元の方々、特に子供たちにも苗木の育成や植樹をしていただき、再度地元の魅力発見をし愛郷精神を育むきっかけとなる。以上のことから、今回那智の滝の源流域の水涵養のため、専門家から意見を頂戴をして事業の内容や方向性を決めるため、今回委員会の設置をお願いするものでございます。

メンバーにつきましては、先ほど課長からも申し上げましたけれども、まず1つは森林や生態系に詳しい方、そして水涵養、保水力を高める研究者、それと地質と防災・減災の研究者、それと実際に里山づくりをされている専門の分野に特化した教授あるいは県、国、そういった方々に御参画をいただきたいと思っております。

委員会からは町が諮問を受けまして、那智勝浦町役場が主体となって源流域の地権者に十分御理解をいただき、御協力をお願いをし、できれば一緒に事業をする場合もあるかと思っております。

源流域は約660ヘクタールの地権者の所有面積でございます。民間の林業事業者、明治神宮、熊野那智大社、国有林でございます。7月17日には民間の林業事業者、31日には明治神宮に出向いて御挨拶をしたところでございます。

先ほどのふるさと納税に関する補足なんですけれども、今現在総務省ではふるさと納税の運用見直しがされております。特に問題とされているのが返戻率が3割を超えたり、返礼品が地元産品ではなかったりする自治体への寄附の税優遇の対象から外すという方針が固められております。そのことが徹底されれば、私ども那智の滝の保全という全国無二の那智の滝保全基金への寄附がふえるってということにつながるのではないかなというふうに期待してございます。

以上が今後の展開と委員構成についての御説明、それとこの事業の趣旨について補足的に御説明をしたところでございますが、この委員会の設置につきましてそういった目的でございますので、御理解をいただきまして御協力賜りますようにどうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、町長の言われたようにこの那智の滝の保全、水涵養というのは私どもも平成13年からこういったものを取り組んできた流れを見ておりますけれども、今回町長もこういった形でやると、5つの観点の中からはいろいろと方策を練っていくということでもあります。これについては、今先ほど町長が申されましたけれども、660ヘクタールの地権者であります。特に松本林業、明治神宮等にも行かれておるといって御報告であります。それとともに那智大社、青岸渡寺等にも十分理解をしていただいております。その点についてその地権者等の対応、こういった形の中で、挨拶の中でこういった向こうの対応があったか、そこら辺をお聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） お答えします。

固有名詞を言ってあれなんですけども、松本林業さんには7月11日に御挨拶に向かいまして、那智の滝源流保全基金を活用した那智の滝百年の森っていうようなことを御説明したところでございます。特に協力できることはしますというようなことでございましたし、いろんな課題もあるんだっていうようなことをおっしゃってましたけれども、協力させていただくというようなことでございました。

明治神宮におかれましては、あの森につきましては既に明治神宮の建物を建てたときの原材料にも使われたようです。そういったことで、その山を大切にしていきたいというふうなことがございました。協力もさせていただくというようなことでございました。

熊野那智大社さん、那智山青岸渡寺さん、もちろん御協力いただくということでお話をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ぜひとも、私も1年ほど前ですか一般質問の中でも申しあげましたですけども、地権者の協力なくしてこういった事業は進まないと思います。いろんな中であそこには世界遺産熊野古道も通っておるようなところでございます。そういった形の中で十分御理解を得られるように、今後ともよろしくお願ひします、とともにまた各委員に諮問をし、この2年の間に答申も受けると思いますけど、ぜひとも答申が出たならば本議会にも御提示できればいただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

2番左近君。

○2番（左近 誠君） この委員会の設置なんですけど、まず日当が1万4,000円と、ふだん那智勝浦町のこういう委員の金額が参考に出ておりますが、高額ですね。

そこで、会議について開催する場合、大体月に何回とか想定はされておるんでしょうか。

それと、これに関係していろいろこれを参考に友好都市連絡協議会の委員の日当とかというのも参考に出ております。こういった場合、ほかのに関連してこれは改定せなあかんやつも出てくる可能性もあるんですけど、そういうことを考えるということはないんでしょうか、その2点お願ひします。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

まず、日当の件でございますけども、近隣市町村に確認したところ、確かに金額については本町並みというわけではなくって、低いところで3,300円、高いところで6,500円というような形ですけども、その日当の算定の根拠っていうのが余り委員として大学教授クラスの方を招集するっていうのを想定されてないっていうふう聞いておりますので、大学教授クラスの方につきましては県におかれましては日額6,000円の約4倍、2万4,000円を上限に設定されておりますので、その考え方をもとに3,500円の4倍の1万4,000円ということで今回上程させていただいております。



それで、会議の開催につきましては、先ほども説明させていただいたとおり本年度につきましては3回程度開催したいなと思っております。また、3回でなかなか提言までいただけないのかなと思っておりますので、来年度も引き続き会議のほうを開催し、何らかの形で来年度中に諮問して答申を出していただくような形にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 左近さん、この議案の中に他の委員さんの改定については入っておりませんので、その点よろしくをお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） では、1つ質問します。

町長の考えがよくわかって非常によかったです。それで、県と国にも協力、委員で入っていただくということで、どこの担当部署の方が入っていただくのか、例えば国だったら関係してるっていったら多分防災とかというたら国交省だとか、山のことだったら林業のほうですね、環境保全であつたら環境省とか、だから入っていただく、国でもかかわっていただく委員さんで考え方が大分違うし、場合によつたら相違することもあるんで、その辺どの分野の方に入っていただくかをお聞きしたいです。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 国と県の機関でございます。

国につきましては、所有者が国有林ということもございますので、林野庁の方、国有林の関係の方が1名と、それと今後相談なんですけれどもやっぱり林野庁関係の方になるのかなというように考えてございます。

それと、県におきましては、ちょうど植樹祭跡が県事業で担当もしてございますので、そちらの課から局長なり部長なりっていうようなことで、ぜひ出席をいただきたいなということをお願いしようと思つているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑は。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 専門家の人たちに参加してというのは、僕は非常に大事なことだと思うんで、これは先ほどの亀井議員とも意見は同じなんですけど、ただ最近の専門家会議のほうがいろいろ問題があるというところを、ほかの機関であつて、ちょっと気になるところがあつて、この委員さんの中で例えば大学の先生にお願いするようなときでも、政府機関の中のそういう研究関係に入つてるとかという方をひょっとしたら考えておられる方の中であるかどうか、これは先ほどの国がどういうところの人が関係してくるかということによって考え方が違うという先ほどの曾根議員のあれもありましたけど、僕もそこらが気になるところで、専門家の意見の方はそういう森林に関してはきちんとした人、専門的な見地を持つてる人の意見を聞くことは絶対必要だと思います。その上で、いろいろ考えていかないかんと思うんですが、それが

一つ。

それでもう一つは、私もいろんなこの問題については地元の方からもいろんな意見を聞いたりしますんで、最終的には専門家のそういう人たちの保全委員会のほうからきちんと提案がされると思うんですが、それを受けて町長の最終的な提案になってくると思うんですが、そのときに必要なのは、最終的に町民がそれを受け入れる、判断して決めていくということになるんで、その際に専門家の人たちの意見を受けて地元の人々のいろんな意見を聞ける、そういうスタンスをとっていただきたいなど、例えば参考人と呼んである人の意見を聞くとか、いろんな人の意見を聞くとかということで、そういうことも町長の視野の中また担当課のほうの中にあるんかどうか、そこらをお聞きしたいんですが。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

委員さんにつきましては、本当に見識のある方々を十分吟味しながら検討してまいりたいと考えてございます。そして、地元の方々の同意といえますか、御了解いただくためにということで、地元の関係団体の方々にオブザーバーとして御意見をいただくようになっていうことで、第6条に意見の聴取ってございます。委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め意見を聞くことができるっていうようなことで、オブザーバー参加をいただいて地元でいろんな自然保護であったり地質の研究されてたりといったことで、地元本当に詳しい方々も御参画をいただくような形で運営をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 地元のほうに私もこの間意見を聞きに行ったときには、かなり思い入れや長い間見てきたというのがあって、いろんな意見の方も持っておられますので、ぜひそういう地元の方の意見も大事にしながら最終的な結論を、方向性を決めていっていただきたいなど、最終的にそれをお願いしまして終わります、済みません。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 1点だけ済みません。

この那智の滝保全の委員会ということはもうぜひやっていただきたい、町長が以前から言われてることやし、これは全くいいことやと思います。

第2条の識見を有する者与其他町長が適任と認める者、この識見を有する者というのは先ほど聞かれたとおり大学の教授、これ1万4,000円じゃなくてももっと認めたら来ていただける優秀な方やったら、町長が認めたからというたら僕は1万4,000円以上出してもいいと思います。だけど、その1番と3番の線引きがどのような線引きをされてるんか、どういうふうに分けられてるんか、例えば友好都市の連絡協議会の委員の方の3,500円とその他町長が適任と認める者の整合性っていうのはどのように考えられてあるんか、その辺済みません、お願い

します。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 御質問の委員会の日額の関係でございます。

この日額1万4,000円っていうのは、(1)番の見識を有する者のみを対象と考えてございます。この(3)っていうのは、国とか県、行政機関なので多分恐らく予算は発生しないだろうというところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 先ほど、課長説明のときに那智の滝の源流保全っていうことがありますので、その部分がありますよね。そしてあと、説明のときに那智の滝の関係、流域とかというのもちよっと入ってましたよね。あれ、もし那智の滝の保全基金を使うんやったら拡大になりますよね、委員会の決める部分というのは。だから、源流だけじゃなく流域関係も全部委員会の許可がなければいろんなことができなくなってくる形まで持っていくんかどうかっていう、その辺もお伺いさせていただきます。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、源流域につきましては那智の滝源流水資源保全事業基金というのがございまして、それは3億円でございます。それとは別に、その流域のほかにとということで那智勝浦町豊かな水資源保全基金というのがございます。また、ふるさと納税で納めていただいた町長が認めるものみたいなことで、そういったものを活用しながら別基金ということで考えてございます。ただ、もし答申いただけるのであれば、下流域についても答申をいただければなというようなことを考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第58号について討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第59号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第60号 那智勝浦町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例

○議長（中岩和子君） 日程第4、議案第60号那智勝浦町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 議案第60号那智勝浦町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

次のページに制定する条例を記載しております。その次に関係資料をつけさせていただきます。

説明は関係資料のほうでさせていただきますので、よろしくお願ひします。

本条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、国の同意を受けた和歌山県基本計画に定められた地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した者に対する不均一課税の特別措置について制定するものでございます。なお、本条例の制定につきましては地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する地方税の不均一課税に伴う減収分についての地方交付税措置が適用されることとなるものでございます。

資料中、条文の下の枠内が条文の主な内容を説明したものでございます。

第1条の下の枠内をお願いします。

第1条は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、県及び市町村が連携して和歌山県基本計画を策定し、国の同意を受けたときに、促進区域である那智勝浦町において事業を行うための施設を設置した者に係る固定資産税の特別措置に

関し必要な事項を定めるものとする、この条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、促進区域である那智勝浦町において企業が工場等の新設及び増設を行う際には、和歌山県基本計画に定められた地域経済牽引事業等一定の要件を満たした場合に、固定資産税については新たに課すこととなった年度から3年度に限り免除することと定めるものでございます。

この適用を受けようとする場合には、企業は地域経済牽引事業計画を策定し、県に提出し、承認を受けることが要件となっています。

次の枠内に、対象事業、取得価額要件を記載しています。

対象事業は和歌山県基本計画に指定された事業で、和歌山県産業技術基本計画に基づき、市場成長性や本県が有する高いポテンシャルの活用可能性などを考慮した分野に、本県の強みである観光分野を加えた分野とするとされています。分野は、機械器具等製造分野、ロボット等加工・組立分野、化学工業関連分野の成長ものづくり分野、農林水産分野、IT・ソフトウェア・通信技術分野の第4次産業革命分野、エネルギー・環境分野、観光分野となっています。

次に、取得価額要件は、農林漁業関連業種では家屋、土地、構築物の取得価額が5,000万円を超えるもの、それ以外の対象業種では建物、土地、構築物の取得価額が1億円を超えるものとなっています。

なお、現在のところ本町においては本件の適用となるものはございません。

以下、第3条として申請書の提出等について、第4条として固定資産税の課税免除の取り消しについて、第5条として規則への委任を定めるものでございます。

附則として、この条例は平成30年11月1日から施行するとしております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 理解しにくかったんですけど、最初のほうの第1条の下のほうに事業を行うための施設を設置した者に係るということは、これ新たに土地とか建物とか5,000万円とか1億円のとときの固定資産税の免除になるのかな、その辺説明お願いします。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 対象につきましては、企業が地域経済牽引事業計画を策定し、県に提出して県からの承認を受けたものが対象ということになってまいります。その中で、新設であるとか増設を行うものの中で条件を満たすものが対象ということになってまいります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第61号 那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（中岩和子君） 日程第5、議案第61号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第61号について御説明申し上げます。

〔議案第61号朗読〕

今回の過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成30年度予算において御承認をいただいております4つの事業について財政的に有利な過疎対策事業債を活用するため、過疎地域自立促進計画にこの事業を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

過疎地域自立促進市町村計画（変更）でございます。

表の左から区分、変更前、変更、そして備考となっております。

まず最初に、1産業振興の区分で変更の欄をお願いいたします。

14ページ、事業名欄(8)観光又はレクリエーションで、事業内容欄「シンボルパーク跡地整備事業」を追加してございます。

続きまして、次のページの3生活環境の区分で、変更の欄19ページ事業名欄(3)廃棄物処理施設、ごみ処理施設の事業で、事業内容欄「塵芥収集車購入事業」を追加してございます。

そして、次の(5)消防施設の事業で、事業内容欄「指揮車購入事業」を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

区分6教育の振興の欄で、最初に下段の表をお願いいたします。

変更の欄の25ページの事業欄の(3)集会施設、体育施設等、公民館の下に「体育施設」を追加し、事業内容欄「体育文化会館改修事業」を追加するものでございます。

現過疎計画において記述がなかったため、今回の上の段24ページ(1)現況と問題点のところ  
に本文変更として「、体育館など」の字句を加え、その下の段24から25ページにかけて(2)そ

の対策として「また、町民の健康・体力向上やスポーツ振興を図るため、町内の体育施設の充実を図っていく必要がある。特に、平成27年度に和歌山国体の本町会場となった体育文化会館は大型イベントを実施できる本町唯一の施設であるため、町民はもとより町外の団体等にも積極的に活用してもらえよう、利便性や快適性を高める改修を行っていく」という文言も追加するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

休憩します。再開は10時35分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時18分 休憩

10時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第62号 平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）

○議長（中岩和子君） 日程第6、議案第62号平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第62号平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,101万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億2,937万7,000円とするものでございます。第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計補正前の額91億1,836万4,000円に補正額で4億1,101万3,000円を追加し、計で95億2,937万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の総務費から4ページの款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

子ども・子育て支援事業計画策定業務委託として期間が平成31年度中、限度額280万8,000円の債務負担行為を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、緊急防災・減災事業から臨時財政対策債まで、補正前の限度額計11億8,625万4,000円に5,155万円を増額し、補正後の限度額を12億3,780万4,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括としてこのページの歳入と次の8ページの歳出について、それぞれ4億1,101万3,000円の増額をお願いしております。

8ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金250万円、地方債4,750万円、その他3億893万5,000円、一般財源は5,207万8,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

総務課の関係でございます。

2、歳入でございます。

款10地方交付税、目1地方交付税、補正額は4,802万8,000円の追加で、計で29億5,717万円とするものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目6消防費補助金、節5わかやま防災力パワーアップ事業費補助金150万円につきましては、ブロック塀耐震促進事業として2分の1の県からの補助金を受け入れるものでございます。

10ページをお願いいたします。



款18繰入金、項1基金繰入金、目5公共施設整備基金繰入金、補正額9,000万円につきましては、天満区とのクリーンセンター期限延長に係る協定書に基づく覚書により、大字天満旧法務局のところに屋上に津波避難場所を兼ねた書庫及び防災倉庫を建設する事業の財源に充てるため取り崩すものでございます。

11ページをお願いいたします。

款21町債、項1町債、目1総務債、目5商工債は、説明欄記載の事業の財源として補正をお願いするものでございます。

目9臨時財政対策債につきましては、起債額の確定によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費、補正額で1億4,049万8,000円の増額をお願いしてございます。節11需用費50万円につきましては、役場本庁舎の照明器具内に組み込まれております高濃度PCB含有安定器の撤去、収集及びそれに伴うLED化施工に係る費用でございます。節13委託料30万円は、撤去、収集した本庁舎照明器具内の安定器に加え、他の施設で保管中の対象安定器を処分するに当たり、確認、分別、処分場で搬入可能な容器への詰めかえ、計量等の専門の処分機関への搬入荷姿登録を行うための業務委託料でございます。節15工事請負費の1億3,969万8,000円につきましては、天満区とのクリーンセンター期限延長に係る協定書に基づく覚書により、旧法務局のところに屋上に津波避難場所を確保した書庫及び防災倉庫を建設するものでございます。地質調査と家屋調査、旧法務局の解体工事業を施工し、今回建設に係る費用をお願いするものでございます。

つきましては、関係資料のほうをお願いいたします。

総務課関係資料A3判横のものでございます。

構造は鉄骨造3階建てで、建築面積123.79平方メートル、延べ床面積362.80平方メートル、109.74坪でございます。鉄骨づくりの外階段により階上へ上がるものでございます。屋上は津波等の際の一時避難場所として利用できるものでございます。

旧法務局につきましては、主に書庫として利用しており、そのほか選挙事務用品、機材等々を保管してございましたので、1階2階は主にそのまま書庫として利用し、3階は防災倉庫として備蓄物資等を保管するものでございます。また、屋上及び外階段にはソーラー式の照明を設置する予定でございます。

予算書のほうにお戻りをお願いいたします。

16ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費、補正額で300万円の増額をお願いしております。地震発生時におけるブロック塀などの崩壊等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的としてのブロック塀等の耐震対策事業として補助制度を創設するに当たり、補正をお願いするものでございます。道路沿いのブロック塀の撤去について10万円を限度として費用の10分の9の補助、撤去した代替のフェンス等の設置については10万円を限度として10分の5の

補助を、どちらも県からの2分の1の補助を受けて実施するものでございます。今回、それぞれ15件150万円分の予算をお願いしてございます。

総務課の関係については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課榎本課長。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

下段の款18繰入金、項1基金繰入金、目4福祉基金繰入金、節区分1福祉基金繰入金でございます。640万円の取り崩しでございます。通所介護事業費特別会計へ繰り出しするため、基金の取り崩しをお願いするものでございます。詳細につきましては、通所介護事業費特別会計で説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節区分28繰出金、補正額666万1,000円の増額につきましては、通所介護事業費特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、下段の款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節区分12役務費、補正額18万円、節区分13委託料、補正額218万2,000円につきましては、平成31年度に第2次那智勝浦町子ども・子育て支援事業計画を策定するためのニーズ調査及び結果分析に係る郵送料等の通信運搬費及び業務委託料でございます。子ども・子育て支援事業計画におきましては、子ども・子育て支援法に基づき国の定めた指針に則して策定するものでございます。来年度に次の平成32年度から平成37年度までの5年間の計画期間として策定するため、今年度にニーズ調査と結果分析を行うため予算をお願いするものでございます。

続きまして、目2児童措置費、節区分15工事請負費300万円及び節区分18備品購入費100万円について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、宇久井地区に来年度から2カ所目の新たな学童保育所を整備するための費用でございます。現在、宇久井地区におきましては小学校の近くの民家を借り上げ学童保育所しらぎくを開設しています。定員26名であり、現在小学1、2年生の子供さん23名が利用しております。定員がいっぱいの状況でございまして、夏休みなど長期休暇の利用が難しい状況でございます。また、現在学童保育所を利用している方と宇久井保育所の4、5歳児を対象にアンケートを行った結果、来年度の利用希望者が定員を大幅に上回ることから、2カ所目の学童保育所の整備を行うものでございます。

2カ所目の開設につきましては検討していたところでございますが、宇久井区さんのほうから一軒家をお貸しいただけることになりました。

添付しています資料をごらんください。

場所でございますが、宇久井区の町道延命寺線沿いの日本キリスト教宇久井教会を国道方面に入ったところでございます。小学校から徒歩で四、五分程度でございます。安全面の観点から、周囲のフェンス工事や庭の整備、また屋内におきましてはトイレの整備や増設を行いたく

存じます。また、備品購入におきましては、学童保育所として必要な勉強机や棚、また電化製品等を購入するための予算をお願いするものでございます。

予算書にお戻りください。

続きまして、節区分23償還金、利子及び割引料437万2,000円につきましては、事業確定によります国庫支出金返納金といたしまして平成29年度子ども・子育て支援交付金返還金194万3,000円及び平成29年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返納金32万4,000円、また県支出金といたしまして平成29年度子ども・子育て支援事業費補助金返還金194万3,000円、平成29年度子どものための教育・保育給付費県費負担金返還金16万2,000円でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 農林水産課の関係について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節13委託料の61万7,000円につきましては、鳥獣害専門の地域おこし協力隊の募集業務を委託するものでございます。

鳥獣害専門の地域おこし協力隊につきましては、平成28年10月から導入をしているところでございます。1名が28年10月、もう一名が29年4月から、もう一名が29年9月からで、現在3名体制で行ってございます。最初の1名につきましては仕事百貨等に公告をいたしまして採用をしておりますが、その後公告等においては申込者がなく、29年度の2人につきましては人づてで運よく採用に至っているのが現状でございます。来年9月で1名が3年の期間終了となりますので、業務の引き継ぎも考えまして来年度当初から1名を採用いたしたいと考えておりますが、現状の募集方法では申し込みの見込みが立たないため、今回補正をお願いするものでございます。

今回の委託につきましては、環境系の専門学校や農業系の大学にインターンシップの募集を行いまして、約1週間の滞在をしていただき地域おこし協力隊と業務を行うことでよりよい人材を確保しようとするものでございます。本年度も大学からのインターンシップがあり、中には興味があるが本町までの旅費などの費用がかかることで敬遠しているケースもあるというところでございますので、それらの受け入れ費用も含めまして予算をお願いするものでございます。

続きまして、項3水産業費、目2水産振興費、節15工事請負費の120万円につきましては、にぎわい市場の看板設置費用をお願いするものでございます。

農林水産課関係資料をごらんください。

地図内のオレンジの丸の場所にイメージ図のような看板を設置したいと考えてございます。この看板につきましては、本来にぎわい市場の新築と同時に設置すべきところでございましたが、予算の関係もありまして施行を行っておりませんでした。施設の前に看板がなく道路を走る車から確認しづらいため、車が誤って市場側に入ってきてしまいます。勝浦地方卸売市場が

開設しているときなどは市場の運送用の車両等の接触など危険性などもあり、苦慮しているところでございます。この看板を設置することによりまして、道路向かいの駐車場に容易に誘導できるようにしたいと考えまして、今回補正をお願いするものでございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 観光企画課の関係について御説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節4地域・ひと・まちづくり補助金の100万円につきましては、勝浦ビン玉文化再興事業に対する県からの補助金でございます。

なお、勝浦ビン玉文化再興事業についてでございますが、今般クロマグロの漁獲規制が強まっている中、当町では自然環境に優しいはえ縄漁法の象徴であったビン玉をシンボルとして掲げPRすることにより、規制緩和に向けた取り組みへつなげるとともに、ビン玉を地域資源として活用することにより町民や観光客に当町の水産業の歴史や文化をより深く知っていただくとともに、町なか周遊につなげ本町での滞在時間の増加を目的に実施するものでございます。事業内容といたしましては、小学校への学習事業、ビン玉編み縄体験、インスタフォトコンテストなどを予定しております。

10ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節1那智の滝源流水資源保全事業基金寄附金の1,970万円と節2まちづくり応援基金寄附金の1億9,280万円の合計2億1,250万円につきましては、ふるさと納税の返礼品として8月末までの期間限定で日本旅行の旅行券を取り扱ったことに伴う寄附の増加によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入の3万5,000円につきましては、勝浦ビン玉文化再興事業の中で実施を予定していますビン玉作り体験料及び商店街等に設置しておりますビン玉の網の修繕に係る協力金でございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節1報酬21万円と節9旅費の47万7,000円につきましては、先ほど御承認いただきました那智の滝保全委員会委員等に係る費用でございます。節11需用費の1億974万円のうち消耗品費1億964万円につきましては、ふるさと納税の返礼品に係る費用でございます。印刷資本費の10万円につきましては、インスタフォトコンテスト用チラシ作成に係る費用でございます。節12役務費の2,641万円のうち手数料2,640円につきましては、ふるさと納税の寄附増加に伴う取扱手数料でございます。保険料の1万円につきましては、ビン玉編み縄体験イベント開催時の保険料でございます。節13委託料の95万円につきましては、ビン玉の網かけや穴あけに係る委託、ビン玉作り体験の講師委託、ビン玉文化の

説明看板の設置に係る費用でございます。節15工事請負費100万円につきましては、勝浦ビン玉文化再興事業の中のビン玉を使ったモニュメントの設置工事に係る費用でございます。

14ページをお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、節13委託料の300万円につきましては、観光栈橋の現況調査に係る委託費でございます。なお、観光栈橋の現況調査につきましては、30年度の第2回定例会で御質問のあった観光栈橋の本体の耐久性について調査するものでございます。節15工事請負費の100万円につきましては、インバウンド対策といたしましてバスターミナルトイレの便座の洋式化に係る工事費でございます。工事内容といたしましては、男性用と女性用の和式便器1基ずつを洋式化するものでございます。

17ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費の720万円と目6まちづくり応援基金費の7,070万円につきましては、ふるさと納税の寄附増加に伴うそれぞれの基金に積み立てるものでございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額500万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。昨年陥没が発生しました町道朝日10号線におきまして路面下空洞調査を実施しましたところ、数カ所の空洞を確認いたしましたので、それらの路面補修と小規模な側溝舗装等の維持修繕工事費でございます。

目2道路新設改良費、補正額1,600万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の道路改良2件、側溝改修2件、道路舗装1件、計5件分の工事費でございます。

続きまして、下段でございます。

項6住宅費、目1住宅管理費、補正額460万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。町管理の公営住宅のブロック塀を調査しましたところ、那智団地と宇久井里第2団地におきまして地震時倒壊のおそれがある老朽化したブロック塀が見つかりましたので、それらの撤去とそれにかわるフェンス設置の費用でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節15工事請負費50万円は、教育センター敷地内にあるブロック塀の一部を撤去し、補強するための工事です。長さは21.6メートル、高さ150センチのブロックを120センチ以下に撤去するとともに、基礎のないところを補強してまいります。

お配りしております一般会計補正予算（第3号）教育委員会関係資料をごらんください。

1枚目の上段、赤い部分でございます。教育委員会の敷地と民家、病院との間に里道が走っております。その里道のところに、この写真では見にくいんですけども人丈ほどの約150センチのブロックを積んであるものを下げる予定としております。

続きまして、議案に戻っていただきまして項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費70万円は色川小中学校校門付近に一部残っているブロック塀の撤去とフェンスの設置工事です。長さ26.5メートル、高さ90センチのブロックとなっております。

先ほどの資料の下のほうになります。さきの大阪北部を中心とした地震では、学校のブロック塀が倒壊し、児童が死亡するという不幸な出来事がありました。当町におきましては、学校において児童・生徒の安全には万全を期していきたいと考えております。

議案に戻っていただきまして、節18備品購入費81万6,000円は、太田小学校で使用していた乗用式の芝刈り機が修理不能となり、買い換えをお願いするものでございます。これまで使用していたものは購入から10年以上が経過し、部品の調達もできず、修理ができないことから今回補正をお願いするものです。

資料の2枚目に購入予定の機種のカatalogをつけさせていただいております。今回の購入予定の機種はトラクター式芝刈り機で自走式、排気量603cc、刈り幅は107センチとなっております。こちらのカatalogにあります本体のほか、後ろに刈り取った草を収納する部品もあわせて購入予定となっております。

教育委員会の関係は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 何点かお伺いします。

まず初めに、観光課長の説明の中でビン玉モニュメント設置100万円、この場所はどこへ設置するのか、場所をお聞かせください。説明になかったと思います。

それから、私もバスターミナルのトイレ改修するという事で非常に期待はしておったんですけども、事業費100万円で何をするんなどと思いました。今、説明の中で男女の洋式化をするということでありまして。見てのとおり外観も非常に見づらい中、またそういった便器だけ変えてドアとかそういったもんも非常に古くなっていると、そういった観点でこの100万円でもうそのままですとすのかどうかをお聞きします。

それから、16ページの消防費の中でブロック塀の補助金、両方合わせて300万円計上しておりますが、今課長の説明の中では限度100万円で15件分ということでありまして、先月です

か和歌山県から県の依頼で町内危険箇所のブロック塀の調査をしておると思います。そういった中で、今15件ということでありますけども、危険箇所はもっとあると思うんですけど何件ぐらいの報告があるんか、まだないんか、その辺もあります。以前、県下のブロック塀の、事故が起きてから調査した中では和歌山市に次ぐ那智勝浦町のブロック塀の数が非常に多かったんで、これどんなにしたんなということが僕も疑問にあるんですけども、そういった中でこのブロック塀の15件という見積もりはどの範囲をもってやってるんか、まだまだふえてくるんか、これだけかということをお聞きします。

それから、教育センターのブロック塀ですけども、今次長説明の中で高いところを一部撤去して1メートル20以下にして、ほんでコンクリートから補強するというような形ですけど、普通古いブロックを途中から切断するというのは非常に難しいんです。あれたいたたら全部倒れてくる、どういうふうな工程でちゃんとできるんかどうか、非常に僕ら心配するのは、あれたいたたら全部倒れてきて、そうかというて切ったり何やかんやるんやったら全部倒したって撤去して新たなフェンスするほうが安く済むようなこともありますんで、そういったことも踏まえて対応どういうふうな形をするんか。

それから、教育費の中の学校管理費で備品購入費、草刈り機ありますよね、これ資料もろてわかってくるんやけども、81万6,000円、これ見積もりはとったん、カタログだけではないですね。カタログでは、これ見やったら税込みで11万3,400円とかいろいろ形の中であるんですけども、見積もりをとった中ではこれだけのもんでやるということになってるんか、その辺をお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

まず最初に、モニユメントの場所についてでございますが、今のところ2カ所ないし3カ所を予定しております。これにつきましては予算の関係もありますので、できれば数はふやしていきたいとは思っておりますけども、今のところ2カ所ないし3カ所で想定しております。具体的な場所につきましては、観光栈橋付近とあとにはぎわい市場前、近くです、とJR紀伊勝浦駅前に設置できればなと思っております。あとまた、予算の関係でできればというところですけども、お蛇浦近辺というか、弁天島近辺にもできればなと思っております。それを設置することによって町なかを歩いていただけるような仕組みになればいいのかなと思っております。

続いて、バスターミナルのトイレについてお答えいたします。

今回の補正につきましては洋式化ということで提案させていただいておりますけども、外観につきましては今年度予算の中から案内板、ここがトイレだっということがわかるように案内板の設置もさせていただいております。それによってあの建物がトイレであるっていうのは大分皆さんから認識いただけるのかなと思っております。今回、洋式化につきましては関係団体のほうからも御要望がありましたので、まずはその点について対応させていただいたところでございます。

使いにくいとかドアの話もありますけども、そこら辺も今後考えていきたいとは思いますが

ども、まずはきちんと洋式化に対応することによって、本町のバスターミナルっていうのはバス、車の玄関口でありますので、イメージダウンにならないよう先に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 16ページ災害対策費、ブロック塀についての御質問でございます。

危険箇所の数と今回の15件という予算計上しておる件数についての件でございます。今回、大阪府北部を震源といたします地震によるブロック塀の倒壊被害ということを受けまして、県からの指導のもと緊急点検を行ったところでございます。その際、新聞報道で出ましたとおり那智勝浦町の数がすごく多いというようなことになってございます。

ただし、この緊急点検につきましては報告内容がそれぞれ各市町で異なるようなものがございます。私ども那智勝浦町におきましては当然ブロック塀のある全家屋を調査に回っております。6月22日から7月9日にかけて1日3班体制で全家屋を調査に回りました。その際に、実際のところにつきましてはあくまで基礎部分、それから鉄筋の有無等、その辺については把握できません。それから、当然家の方にも聞き取りをするんですが、その辺についても家人の方でもほとんどわからないのが現状でございます。その関係もございまして、あくまで60センチ以上のブロック塀の件数ということで私どものほうはこちらのほうに報告しておるところでございます。その数が実際のところ大きな数字となったものでございます。

そんな関係で実際に15件ということで今回予算のほうをお願いしておりますが、実際この数で足りるもしくは足りないということにはちょっとわからないのですが、串本町さんなり他市町村さんの件数を参考といたしまして、今回15件ということで上げさせていただいておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育センターのブロック塀の工事の関係でございます。

このブロック塀につきましては、工事の施工をどうすればよいかという検討をいたしました。そうした中で、ブロック塀の上の部分を撤去するというのよりも補強に重点を置いた工事ということでさせていただきたいと考えております。

それと、草刈り機でございます。説明が漏れまして申しわけございません。

カタログにございます11万3,400円というの、これはオプションのほうの金額になっております。見積もりを徴収いたしました結果、本体のほうが約70万円ということで、合わせて81万6,000円ということで今回計上させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 特に今の16ページのブロック塀、今課長言われた県下多い中で60センチ以上のものをして基礎、鉄筋部分はわからずいろいろと調査したということですけども、先



月やったときはちゃんと鉄筋のもんがあるかどうかそういうダンパー方式の機具を持ってきて鉄筋入ってる、入ってないという調査してます。そういった中での危険箇所というのがどんだけあるんか、それと建築基準法の中では1.2メートル以上ですか、控え壁をせなあかん、また控え壁がなくてもコンクリート臥梁をブロックの間に入れると、そういった方法で補強ができるということはありますけども、その15件をやるよということになって、これは対象として10万円、向こうからの申し出だけですわね。

調査した結果、1.2メートル以上の違反のブロック塀がある場合は、そういったことはこの前回覧では出してましたわね、1メートル20、鉄筋が80センチピッチとかいろいろ出してましたけども、昔からのブロック塀は家主さんでも自分が違反かどうかわからんです。そういったところもありますし、また通学路にしたら特にそういった部分もある中で、あなたとこのブロック塀は危険ですよというような通知をしないんか、そういったものを踏まえてもうちのは関係ないよ、金10万円ぐらいやったら金かかるさかいにもういらわんというようなことになってきた場合、そのままほらくっておくんか。例えば、今これブロック塀を撤去してフェンス張るとなると大体平米1万円前後、平米当たり、そうなったときに150万でしたら町内一円になったらしれたものです。そういったものを踏まえた中で危険のものがもっとあれば、今串本町って言やったけども、そういったものも踏まえた中で今後も対応できるんかどうか、その点だけ聞かせてください。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） ブロック塀の緊急点検ということでございます。

こちら、建築基準法関係の所管になりますと県のほうで実施することになります。今回につきましても、私どものほうで当初緊急点検ということで職員が回っております。ただ、その後の指導なりそういうようなこと、助言っていうような形のものについては県土整備部のほうで実施するよう形になってございますので、そちらのほうの専門職の人間が現地訪問してお話しするというような形になっております。

あと、今回制定予定としておりますブロック塀の補助金につきましては、先ほど議員おっしゃられるとおり家主さん、家人の方は当然そのもの自体、鉄筋が入ってるどうのこうのは把握しておられないというのが現状ということも私どもも認識してございます。そのような関係もあります。今回の補助制度につきましては、危険かどうかということではなく、私どもの制定する部分につきましてはあくまでブロック塀の撤去、それからやりかえるということに関して補助するというので、今回補正予算をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 県にそういう建築主事がおる中でいろいろと県のほうが指導するというようなことを言われておるんですけど、余りにも危険がある場合はやっぱり町も一緒になってやらなければいけないと思います。県任せで、そしたら県がそれを報告してくれるんかというのはまた難しい問題。

それともう一点、例えて言うならば宇久井にもあるんですけど、2メートル近く積んでるブロック塀もあるんです。しかし、それも例えば宇久井もしかり、それから下里、天満、浦神等の小さな細い道ありますわな、路地、そこら辺は昔は植木で防風しておったのが、通りにくいということで皆全員でブロック塀やってるところが非常に多いんです。そういうところを踏まえて、特に宇久井なんか風が強いんでブロック塀高したあるというのがあって、余りにも危険なところもあります、道路沿いで。しかし、それも危ないよというだけであって、危険やよ、取り除いてほしいよ、やりかえてほしいよと言うたら、今度はそれを低してフェンスか何かに張りかえたら今度は母屋が飛んでいくような風になってくるんで、そこら辺も十分考えながら補助の対象等考えていただきたい。

そういった形の中で十分、町民の方々に認識していただいて、大阪でああいう事故があったんで急遽こういうものを行ったと思いますけど、今後ともこういうものを注視しながら町全体で安全な道路等、子供等の安全性を見きわめた施策にしていっていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 県の指導でございますが、県土整備部都市住宅局長名で、指導に当たって町の協力要請ということで県からの要請を受けております。それとあと、今回の私どもが予定しております補助制度におきましては、通路、道路、里道、人が通る道を全て対象とする予定で進めております。各地域、各地区それぞれ御事情、それからまた家庭事情があると思われれます。安全性の確保ということで、私どももその確保ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今のブロック塀ので、私も質問させてください。

16ページです、亀井議員さんと同じような考えなんですけど、やはりこれ急ぐってことはわかりますし、県のほうからこの補助もついたってということで県のほうからも大分急ぐように言われてると思いますが、これしっかりと計画性とか方針を決めてかからないと串本町さんなんかはもう先行してやってるんですけど、うちはおくれているんで、まずはせんだっての調査結果、どれぐらい危険なのがブロック塀あったかというのをまず知りたいんです。

そのうち、補助をつかったんで町民の皆様手挙げてくださってということにすると、この間の建物の耐震のと一緒でなかなか経費がかかるってことでお金に余裕がある人しか手挙げてこない可能性がありますよね。そうじゃなくて、通学路だとか避難路沿いの危険なブロックを町や区長さんとか自主防災等と話し合っ、むしろそういうところを優先的にお願いしていくって、そういう選択的にやっていくほうが限られた、これやったらもう15件しかできないわけなんで1年、そうやっていかないと間に合わない、地震が来るまでに間に合わない可能性があるんで、そういうやり方にしていくべきじゃないかなと思うんですけど、その辺どう考えてるのか、お聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） ブロック塀についての御質問でございます。

まず、どれぐらいの危険箇所があったかという御質問でございます。

一番最初に私どもが回っておりまして緊急点検ということで、その箇所について調査箇所を回ったところございまして、実際の危険箇所が何カ所かっていることはまだ現在のほうで調査していただいているところございまして、まだその結果ということについては報告を受けてございません。10月中ということで調査に回るといような連絡は受けてございます。

あと、補助の方法についてでございますが、今回先進的に行っております申本町さんにもいろんなことをお聞きいたしまして実際今回15件という件数を上げたところでございますが、まず議員おっしゃるとおり確かに区長、地区の方、それから自主防とかと回って、そちらのほうを優先ということでございますが、とりあえず第一段目といたしまして今回補正でお願いして、今後新年度に入りましてそれについてその間でいろんなことを協議といいますか、いい方法といいますか、その辺を模索なり進めていければというふうに考えております。まずは、この15件という件数をやってみて、その上で新年度に当たりもっとうすればいい、ああすればいいというようなことをさせていただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） とりあえず補助制度ができたっていうのを町民にお知らせするというところというふうに今のを捉えるんですが、繰り返しになりますけども補助制度をつくただけではなかなか手挙げにくいと、さっき亀井議員さんなんかはそういう工事に詳しいんで大体見積もりこれぐらいかかるっていうようなのが想像ついたんですけど、一般の方は多分高いっていうことだけが頭入りますので、だからそういう大体どれぐらいかかるものかというのと、町民が補助を利用しやすいようにどういう業者に頼んだらどれぐらいでできるっていう、やっぱり業者によったら良心的に安価にやってくれるところもあれば、非常に高いところもあると思うんで、その辺を上手に総務課のほうで紹介できるかどうかということですよ。

あと、要綱なんかは今後整備すると思うんですが、細かな規定、例えば自分で施工した場合はどんなのかとか、申本だったらフェンス以外に生け垣でもいけるんですよ補助、そういう細かな規定も必要だし、まだまだ大分決めなあかんところがあるのではないかな。

あと、よく質問されるのは、自分とこは明らかに違反してるように思うんだけど、これは強制力でもって罰則っていうんですか、何かあるのかっていう心配して問い合わせくださった方もいらっしゃるんで、その辺も住民への周知していただきたいと思いますと思いますが、その辺、細かなこと等どういうふうに考えてらっしゃいますか。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） まず、業者によって悪質業者の方とかもいらっしゃるというようなことも確かにございます。自分で実施等されるというようなこともございます。今回、制定に当たりまして一応10万円という限度額を設けておるところではございますが、撤去に当たりまし

ては一応平米当たり7,000円という限度を設けております。こちらの算出に当たりましては、車の入るところで積算していただいたところだと大体7,560円程度かなと、ただこれが車の入らないようなところ、重機等入らないようなところだと費用がかなりかかると、平米当たり2万6,000円程度かかるというようなことを計算で出していただいておりますが、私どもが今回想定しております分につきましては、とりあえず撤去については平米7,000円というところを限度としております。

また、今度は逆に設置する部分につきましては、平米当たり1万5,000円という単価を基礎として、そちらを限度として想定してございます。先ほど申しましたとおり悪質業者の方もいるようなケースもあります。また、必要以上に高価なものというようなこともあり得ますので、この辺を基準として一応単価の制定ということを想定してございます。

あとは、強制力とかそれに対しての法解釈、強制力の問題でございしますが、これは先ほど申しましたとおり県の指導ということになってこようかと思っております。その辺につきまして、先ほど申しましたとおり県から協力要請ということで受けておりますので、私ども住民に一番近い地方自治体として住民に添うような形で県と一緒に説明と申しますか、指導していければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） まだまだ聞きたい細かいことはあるんですが、これもう今回すごい急いだ事業だと思うんですが、総務の委員会ですか担当だったら、そういうところできちっと協議して細かなことをあれしてから完成されたようなので出していただいたほうが我々も理解しやすいと思いますんで、今後そういう説明の仕方をしていただけたらと思います。これはもう要望なんで、結構です。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議員おっしゃられるとおり、総務委員会なりそちらのほうで詳しく説明できればというふうに考えております。ただいま要綱を制定している最中でございます、実のところ。

あともう一点、先ほど申し忘れました点がございます。

かわりに撤去してそれから次に設定する分でございますが、そちらについて設置につきましては、今考えております分については当然生け垣それから植木、板塀などというようなことも補助の対象として行う予定で考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 14ページの農林水産業費の説明欄、地域おこし協力隊募集業務委託について1点お伺いします。

獣害対策、住民の中で随分喜んでくれている声を日ごろよくいただきます。そしてまた、今

獣害で入っていただいている3名の方は今の形をつくるに当たって大分貢献していただいています。1人目の方は来年の10月で任期が満了ということで、今住民から喜んでいただいているこの今の姿の維持に委託業務等で前向きな担当課の取り組みは大変うれしく思います。

入り口のほうは応募者がこれまでほぼゼロに近いまま推移してきている実情は私も存じ上げております。任期満了後の受け皿のほうの整備をこれまでたびたび要望発信させていただいてきたんですけども、ほかの関西圏の各自治体に入ってこられた協力隊の方々と直接お会いしたり調べたりして、そういったことをしていく中で住居の用意がなく協力隊を募集してる自治体っていうのがすごく珍しくて、私の聞いた中では勝浦町だけなんですかね。募集に力を入れていただくのは大変うれしいんですけども、任期満了後の定着ですとか、そういったことにももっと力を入れていただきたいなと思うんですけども、そこを御答弁をお願いします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員お尋ねの住居の関係でございます。

住居につきましては、私どものほうは家賃補助という格好でさせていただいておるところでございます。ほかの地域ですとそれ用の住居の用意をしているところもあるとは聞いてございます。募集に当たってもやはり地域おこし協力隊の待遇といいますか、そういった面がかなり皆さんほかの自治体もよくなっているということで、当町のほうも考えていかなだめだということとは重々承知しておりまして、今後の対応課題やと考えてございます。

そしてまた、任期満了のときの仕事、そういったこともこの3年間の中でみずから考えていただくのが一番最良の策かと思っておるんですけども、いかんせん現在地域おこし協力隊で働いていただいている3名の方はよくやってくれておりまして、特に最初に来ていただいた方につきましてはかなり町民の方々の信頼も厚く、よく頑張っていただいておりますので、今後の対応についてもこのまま3名体制でっていうのも私のほうでも考えておりません、もう少しふやせる体制でありますとか、強化の体制を図っていきたいと考えておりますので、そちらの方面でもちょっと考えていききたいなと考えてございます。農林水産課のほうで考えていることでございますので、町全体としてどうやっていくのかとか今後の課題でございますので、その辺は御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 地域おこし協力隊という総務省の事業のもともとは、定着していただくということをゴールにした事業でありますんで、自治体によっては3年後にこういうことで御飯を食べていっていただくと、初めからそういう計画のもと進めている自治体もあります。満期が来たら自分で住居、仕事を探していただくっていう考え方は非常に愛情のない考え方だと思います。協力隊は使い捨てではないので、ちゃんと受け皿の整備を本当に力を入れてやっていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

3年間のうちに協力隊御自分のほうでいろいろ農業であるとか狩猟の関係で仕事を探していただくというのが、自分のやりがいを見つけるという観点でも正当な道かなと思います。ただ、議員おっしゃいますとおり、当然町として受け皿、町としても3年間終わっても町にいていただけるというのは人口の面でもありがたいことですので、今後そういった3年後の形を考えていかなければならないとは思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 何点かお聞きしたいと思います。

12ページの書庫兼防災倉庫新築工事なんですけど、説明のもう一つ建物に対しては図面があったんですけど、あの土地のどこに建てる。建物の外に避難階段があるから外構工事の考えはどうなってるんかとか、那智中の新築工事のときも避難階段の向きが悪くて、多分裏から表に変更したと思うんですけど、あの建物やったら向きだけはわかりますけど、上が北側というので、そういうところを1回説明していただきたいのと、2点目はビン玉モニュメントについて、勝浦の人やったらビン玉というのははえ縄のシビ縄を浮かすものやってわかるんですけど、観光客の人もわかるようなモニュメントにしていきたいなと思うのと、14ページのバスターミナルの公衆トイレの改修ですか、亀井議員が先ほど言われてた建物をきれいにするまではいかんと思うんですけど、床がすごい汚いです。前にも何回か質問したことあると思うんですけど、トイレ大体下向いてくるから、床が汚いと汚いトイレっていうイメージがすごい、足湯のトイレも汚いです、床が。もう清掃の方に返答いただいて、床の汚いのはきれいにならないっていうことで、その辺も検討いただきたいなと思うて、外国人対応に洋式にするというのもわかるんですけど、その辺も検討に入れていただきたい。

次に、16ページのブロック塀、これ県からの補助金が150万円で一般財源から代替フェンス150万円ということは、同じように15件のつもりで10万円という考えでおられるんか、代替フェンスするということは、例えば1メートル20以上のブロックを全部取り除くから、フェンスするんやったら全部取り除くということでの話なんか、要綱がまだできてないということなんですけど、例えば家にL型にあるとかT型にあるブロック塀やったら道路側を取ってしまったら全く自立せんような形のブロック塀が多いんで、そういうことはどうするのが1点と、例えば今1件10万円が上限って言われるんですけど、平米が7,000円やったら1メートル50で10メートルぐらいまでやったら2分の1が補助額やさかできると思うんですけど、それ以上になった場合、100メートルあった場合全く手つけられんです。危険ブロックの撤去が全く進まんことになるんです。町単でその辺、代替フェンスの設置の補助金もあるんやったら、長さに応じてある程度考慮したらなんたら全く撤去は進まんと思うんですけど、その辺が1点。

同じ16ページで教育委員会の芝刈り機についてお聞きします。

太田小学校のグラウンドの芝生化の対応の芝刈り機やと思うんですけど、年に何回芝刈るんですか、あそこ。ほかでも使えるようやったら別に問題ないと思うんですけど、年に数回使う

のにこれやったら、210何キロやから、附属部品入れたらもっと重くなると思うんやけど、移動してほかでも使えるような形にされるんやったら必要なもんやと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（中岩和子君） 教育次長。

○教育次長（寺本尚史君） 教育費の芝刈り機の件について御答弁申し上げます。

太田小学校では、現在夏場で週に1回から2週に1回ぐらいのペースで刈っているような状況でございます。議員おっしゃいますようにほかの学校とかとの兼ね合いというのも検討したんですけども、回数が余りにも頻繁なのと、大きさがやはり200キロを超えてくるというようなことで移動がなかなか困難であるということで、今回単独で上げさせていただいた次第です。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 12ページでございます。書庫、防災倉庫建設の件でございます。

申しわけございません、こちらの図面わかりにくい図面となっております。配置図が本来資料として添付すればわかりやすかったなと思っております。大変申しわけございませんでした。

一応、形といたしましてはこの平面図右側が神社側になります。右側神社側に対しましては一応15メートル、神社側の塀から15メートル離してございます。それで、左側にあります道につきましては6メートルの距離を置いております。一応、神社側から15メートルといえますのは、神社のほうに大木がございまして、その関係もございまして15メートルという距離を離れた次第でございます。

それから、16ページのブロック塀の関係でございます。

こちら、ブロック塀の形態がL型なりT型なりというようなことも確かにございます。ただ、今回の補助に対しましては、あくまで危険防止というようなことを趣旨としておりますので、道路側のみを対象とさせていただきたいというふうに考えております。あと、100メートルあった場合、そのような長い延長のものなり、いろんなケースがございます。ただ、危険なブロック塀を撤去してもらうことが本来の目的でございます。議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、県の補助はつくんですがあくまで町の予算にも限度があります。その辺の御理解をいただけましたらというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

モニュメントについてでございます。

議員御指摘のとおり観光客の方にはなかなかピン玉というのはなじみがないと思いますので、その点につきましては今回補正をお願いしておりますピン玉文化案内板のほうで十分周知していければなと考えております。

続いてバスターミナルトイレの改修についてですけども、まずは議員もおっしゃられており

ましたが、県のほうでもおもてなしでトイレの清掃についての研修も行わせていただいておりますし、また観光協会のほうで高圧洗浄機のほうも買っていただいております。そういったものを使いながら、まずはできるところからやっていただいて、何分タイル全て改修となりますとかなりの費用がかかるのかなと思いますので、そこら辺は今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 書庫兼防災倉庫で、これどちら側から避難される方が多いと想定されて、避難階段というのは非常階段が外の階段というのは海側ですよ。だから、木戸浦のほうから避難される方が多いと想定されてこっちにつけてあるんか、その辺が1点と。

これ屋上から3階におりる階段もあってもいいんじゃないかと思うんですけど、それはリンドー型のタワーじゃないから3階にも津波の来る可能性はあると思うんですけど、ハッチみたいなのがあってそれへ入れたらいいんじゃないかなと思うのが1点と。

ブロック塀の撤去のことなんですけど、これは県からの補助金はブロック塀撤去の補助金だけ150万円で、一般財源から出してある代替フェンスの設置の補助金というのは一般財源から出してあるんやろ、これ。うち単独の予算やね、これ。違うん、県から出てあるん。わかりました。

その何点かだけ、済いません。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 書庫及び防災倉庫についてでございます。

階段をこちらのほうに設置した部分でございますが、想定といたしましてはまず海に近い側の方を1秒でも守るということを想定しておりまして、海に面した部分のほうに階段を設置した次第でございます。

あと、屋上から3階ということでございます。

3階のほうにつきましては、入り口付近に3階の鍵を入れた地震解錠ボックスというんでしょうか、そちらを設置することで非常時に中に入れるよう考えてございます。

あと、失礼いたしました、先ほどありましたブロック塀の件でございますが、設置する分、撤去する分、どちらにつきましても2分の1は県の補助ということでございます。申しわけございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 先ほど1点、ちょっとだけ、3回目なんで。

1点言い忘れたんですけど、芝刈り機、軽トラに乗せるスロープみたいなんあれば、みんなトラクターとか積んでくからね。そういうものさえあればこの学校でも使えるんやったら、そっちのほうで、幾らか出してそういう道具を買えば済むことやと思うんですけど、その辺も検討していただけたらと思うんですけど、いかがですか。



○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 今、議員申されましたような運搬方法も検討いたしました。できるだけ有効に使わせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 2点ほどお願いします。

にぎわい広場の看板ですけれども、ただいま課長のお話では当初に予算がなかったからやれなんだと、こういうことで今になったんやというふうな報告であったと思います。それで、今僕あの通り通るんです。こっちから行くことと向こうから来るとこと看板2つありますね。あれで利用できんですか、わざわざこういうものを立てなくてもいいんじゃないですか、どうですか、1回御返事いただきたいと思います。

それと、バスターミナルのトイレですけれども、これはもう従前から観光の入り口なんです、玄関なんですあそこは。それで、トイレがもう少しじゃなくても、今の式のトイレじゃないですよ。もうちょっと具体的にどこをどう改善するのか、1回教えていただきたいと思います、こういうふうに思います。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

看板の件でございます。

現在、小さな看板、簡易的なものをつけさせていただいております。あれをつけている状態にもかかわらず、市場のほうに車が結構入ってきます。そしてまた、入ってきたときに警備員も配置してございますが、警備員が御案内するときに小さな看板を指さして御案内しているわけでございますけれども、結構な手間と時間がかかってございます。その時間がかかるときに、市場の入り口ってというのは車で塞がってしましまして、非常に危険な状態になっておるのが現状でございます。看板を大きくして目立たすことで、中へ入るまでもなく大きな看板を見て駐車場のほうに入っていれば、市場の入り口のほう、そちら側の危険が回避されるのではないかなと思ってございます。市場につきましても、公設の市場、そしてまたにぎわいにつきましても公の施設ということで、公の施設内の危険なことの回避ということも考えまして、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） バスターミナルトイレについてお答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、バスターミナルトイレにつきましては本町のバス、車の玄関口ではございますので、本来であればきれいなトイレでお出迎えするというのが一番いいことかとは思いますが、全面的に建てかえるとなりますとかなり高額な費用がかかってくるのかなと思っております。費用の面もありまして、まずは対応できていないところからということで、今回和式便器の洋式化っていうところをまず先にやらせていただきたいと思いますと考えておりま

す。改修、建てかえについては、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） このにぎわい広場の看板ですけども、費用はどうして捻出するんですか。ここの指定管理者との協定書がありますね、その中のどれを充当してうちの予算化をするんですか。町費で賄える部分のは、ここですよ、ああですよって協定書があるわけですね、仕様書が、その項目がどの項目でこの予算を使われるわけですか、1回教えていただきたいと思います。

というのは、協定の締結をしてあるんですよ、指定管理者と町と。その中に管理者との責任分担っていうのがあるわけです、費用の。それを僕は施設とか備品とかの修繕費は30万円以上のものについては町が負担せないかと、こういうことはわかるんです。これは違いますからね、ちょっと。そやから、どこでどうやってあんたとこ捻出するのに、どの項目が該当するのか、1回教えてきちっと報告していただきたい、かように思います。

もちろん、あなたが言うのは町広報関係の予算の中で町費が使えるんやと、こういうこともあろうかと思えますけども、そこらあたりをちゃんと教えていただきたいと思えます。本当に本町が支払うべき管理費用がどうなってるのか、協定書の中で仕様書があるわけですね、その仕様書についてどこに充当してあなたは考えて予算づくりをしてるんでしょうかと、こういうことなんです。きちんと教えていただけると。

バスターミナルのトイレですけど、男子用の便器は取りかえしませんか、できんですか。修繕だったらいいんじゃないですか。今、どこの公衆便所行っても、ウォシュレットまでは行きませんが座面付のええのが備わってあるんです。だから、課長どこまでどうやって考えてるか、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思えます。できれば、そういう分にしたいなと、こういうふうに思います。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

協定書との関係、指定管理者の費用分担という話でございます。議員おっしゃいますとおり、修繕料等30万円超える部分については町が負担するというような協定は指定管理者との間に交わしてございます。こちらの看板につきましては修繕等ではございませんし、固定資産的なものでございます。いえば、施設を新たにつくるというような観点だと思っております。そういった場合、やはり固定資産的なものであれば町が一旦新設いたしまして、修繕等になればまた30万円以下の場合には指定管理者さんに持っていただくとか、そういうふうな分担になってこようかと思えます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

先ほどの説明でちょっと説明不足だったのかもしれませんが、今回の補正につきましては和

式便器を洋式化するという事で、ウォシュレット付の洋風大便器に変えるものでございます。

以上でございます。

〔「全部」と呼ぶ者あり〕

全部、はいそうです。

○議長（中岩和子君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） この費用どこで充当するんかということ、仕様書があるわけでしょう。それをないがしろにして、町費をつぎ込んでいくというのはおかしいじゃないですか。協定書あるんでしょう。ここはこうして町が払うんですよ、これは指定管理者が払うんですよ。そして、あの看板を両方から行き交いするのにきちっと見えますよ、我々は。そして、この見積もりはとってるんですか。そんなことで、費用負担が町費でやるっていうのは何でこんなことせんならんの。もう少しあの事業が収益上げてからつくったらええんじゃないですか、今のまままで十分駐車場の看板的な役目は果たしてますよ。どこで充当してるのか仕様書の中で、教えていただきたいと僕は言うてるんです。こんなもの仕様書にもないのに、資産としてうちはするんやと、こんな答弁ないで。もう一回お願いします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり、この仕様書、協定書の中には入っていない経費でございます。町といたしましては、先ほども申しましたが市場も公の設置施設でございます。そしてまた、にぎわい市場も公共の施設でございます。この公共施設の中の安全の確保という観点からも当然町で設置いたしまして、市場の中へ車が入ってくるようなことのないように努めたいと考えてございますので、どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 協定書の中にきちとうたわれてあるんです。本町が支払うべく管理費用に関するものとあるんですよ。その協定書を論外視して町費を突っ込んでいくのはおかしいじゃないですか。せっきくの指定管理者施設でしょう。何にもこれ役に立ってないで、協定書の。これやったら協定書要らんわけでしょう。これ以外にあるって言うんなら、どこにあるんですか、それは。おかしいと思います。町長どうですか。協定書にないんですよ、この費用負担する項目が、町が指定管理者との間にやる協定書の中に町が払ってもよろしいという項目がないんです。町が支払う責任の分野というのはきちっと決められてあるんです。町長どうですか、あんたが許可したんでしょう。

○議長（中岩和子君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） おっしゃってる協定書っていうのは指定管理に係るものだと考えてございます。多分そういうことだと思うんですけども、あれは指定管理者が当然負担すべきものっていうようなことを決められてて、それ以外は町が負担すべきもの。協定書に関してでございますが、協定書につきましては指定管理をするに当たって指定管理者が負担すべきものを町

と指定管理者が定めたもんだと考えてございます。ですから、指定管理者が当然持つべき費用以外は町が持つべきものではないかと思えます。

以上でございます。

〔11番森本隆夫君「そんなん理由にならんで」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 反対です。

○議長（中岩和子君） 反対討論。

○11番（森本隆夫君） 別に全体に反対じゃないんですけども、今のにぎわい広場の看板の費用負担が本当に町費でやるべき項目がないんです。それを町費でも賄えるんやと、こういうのを担当課長なり並びに町長が申し上げておるわけです。僕はそれについてあくまでも反対で、この議案に関して賛成できんと、こういうふう理解しますんで、皆さんの御協力をお願いしたいと、かように思います。ありがとうございます。

〔「休憩できますか」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論行きます、討論入ってますんで。

原案に賛成の討論はございませんか。

原案に反対の討論はございませんか。

討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時10分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第63号 平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第7、議案第63号平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第63号平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,428万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,043万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款7の繰越金の補正により歳入合計で補正前の額24億4,615万3,000円に補正額で3,428万4,000円を増額し、計で24億8,043万7,000円とするものです。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款7諸支出金の補正により歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出それぞれ補正額は3,428万4,000円の増額でございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額3,428万4,000円は前年度繰越金でございます。

7ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款7諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、補正額3,224万8,000円は療養給付費等負担金の精算に伴う国庫支出金返納金でございます。

目2療養給付費交付金返納金、補正額203万6,000円は退職者医療交付金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第64号 平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第8、議案第64号平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第64号について御説明申し上げます。

平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,237万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,548万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款4支払基金交付金及び款8繰越金の補正で、補正前の額21億311万7,000円に補正額3,237万2,000円を増額し、計21億3,548万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費及び款4諸支出金の補正で歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1 ページの総額と 4 ページの歳入合計、5 ページの歳出合計、同額でございます。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金、節区分 1 介護給付費交付金 78 万 3,000 円の増額は、平成 29 年度介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用に対する第 2 号被保険者の負担分が社会保険診療報酬支払基金より交付されるもので、事業確定による精算交付でございます。

款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節区分 1 繰越金 3,158 万 9,000 円の増額につきましては、前年度繰越金でございます。

7 ページをお願いします。

歳出でございます。

上段の款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節区分 25 積立金、補正額 558 万 6,000 円の増額につきましては、前年度実績確定に伴い介護給付費準備基金として積み立てるものでございます。

下段の款 4 諸支出金、項 2 諸費、目 1 国庫支出金返納金、節区分 23 償還金、利子及び割引料、補正額 2,402 万円の増額につきましては、平成 29 年度の介護給付費負担金及び地域支援事業等交付金の交付額の確定による返納額でございます。国庫支出金返納金 1,872 万 4,000 円及び県支出金返納金 529 万 6,000 円でございます。

目 2 支払基金交付金返納金、節区分 23 償還金、利子及び割引料、補正額 276 万 6,000 円の増額につきましては、平成 29 年度の介護給付費負担金の交付額確定による返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第 64 号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第65号 平成30年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第9、議案第65号平成30年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第65号について御説明申し上げます。

議案第65号平成30年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ666万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,344万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款1繰入金の補正で、補正前の額678万4,000円に補正額666万1,000円を増額し、計1,344万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費の補正で歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1ページの総額、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計、同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款1繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分1一般会計繰入金666万1,000円の増額は、施設備品購入に対して一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節区分12役務費21万円、節区分18備品購入費640万6,000円、節区分27公課費4万5,000円の増額につきましては、送迎用の福祉車両2台の購入をお願いするものでございます。

那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆうにおきましては、9月1日より新しい指定管理者のもと運営しているところでございます。送迎用の車両につきましては、平成14年に開設いた



しました当初から委託先に貸与しているものでございます。その車両につきましては、平成23年台風の被害により使用できなくなり、指定管理者において調達しておりました。平成28年4月に社会福祉協議会が指定管理者となりましたとき、使用しておりました車両3台を前指定管理者から町が購入し、貸与しております。そのまま引き続き貸与していきたいと考えておりましたが、1台が平成30年1月に故障により廃車、またもう一台につきましてもこの夏に故障し、平成8年式で22年経過したことから部品等の品番がなく修繕できない状況であり、今回買い替えのための購入をお願いするものでございます。

通所介護事業につきましては、利用者さんの送迎が必要であり、町内におきましては色川地区、那智地区初め各地区へ迎えに行くためにも3台の福祉車両は必要であると考えております。

なお、車種につきましては、以前はリフトつき車椅子対応、10人乗りの日産キャラバンを用意いたしました。狭い山道や路地にも対応できるようホンダのステップワゴンやトヨタのノアなど、車椅子対応の7人乗り同等タイプの車種を考えております。

手数料といたしまして自動車登録手数料、自動車リサイクル料、保険料といたしまして自賠責保険料、公課費といたしまして自動車重量税をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第65号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第66号 教育委員会委員の任命について

○議長（中岩和子君） 日程第10、議案第66号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第66号について御説明申し上げます。

〔議案第66号朗読〕

52歳でございます。松下裕次郎氏につきましては、平成26年10月22日から教育委員会委員として勤めていただいております。現在の任期は平成30年10月21日までとなっておりますが、引き続き教育委員会委員として任命いたしたくお願いするものでございます。御同意いただけましたら、任期は平成30年10月22日から平成34年10月21日までの任期となります。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時44分 散会